

平成30年11月29日判決言渡・同日原本交付 裁判所書記官

平成30年(行コ)第8号 不当利得返還請求控訴事件(原審・岡山地方裁判所平成28年(行ウ)第12号)

口頭弁論終結の日 平成30年9月18日

判 決

岡山市北区大供一丁目1番1号

控訴人(一審被告)	岡 山 市 長
	大 森 雅 夫
同訴訟代理人弁護士	佐 々 木 基 彰
同指定代理人	榊 原 剛

岡山市北区奥田一丁目11番20号

被控訴人(一審原告)

特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま

同代表者理事	光 成 卓 明
同訴訟代理人弁護士	東 隆 司

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 控訴人は、岡山市議会における会派「新風会」に対し、7万0484円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 3 控訴人は、岡山市議会における会派「自由民主党岡山市議団・無所属の会」に対し、9万7905円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 4 控訴人は、岡山市議会における会派「市民ネット」に対し、10万8000円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

- 5 控訴人は、岡山市議会における会派「ネクスト岡山」に対し、1100円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 6 被控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。
- 7 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、これを20分し、その1を控訴人の、その余を被控訴人の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 上記取消部分に係る被控訴人の請求をいずれも棄却する。

### 第2 事案の概要等（以下、略称は、原判決の例による。）

#### 1 原審からの経過

事案の骨子は、原判決3頁11行目から26行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

原審は、新風会に対し、不当利得金16万6674円及びこれに対する判決確定の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を、自由民主党岡山市議団・無所属の会に対し、不当利得金29万2110円及びこれに対する同様の利息の支払を、市民ネットに対し、不当利得金10万8000円及びこれに対する同様の利息の支払を、明政クラブに対し、不当利得金715円及びこれに対する同様の利息の支払を、ネクスト岡山に対し、不当利得金4万8250円及びこれに対する同様の利息の支払を、それぞれ請求するよう控訴人に命じる限度で、被控訴人の請求を一部認容し、その余の請求をいずれも棄却した。

控訴人は、上記敗訴部分の取消しを求めて、本件控訴をした。

#### 2 関係法令等の定め、争いのない事実等及び争点

原判決「事実及び理由」中の第2の1から3まで（原判決4頁冒頭から10頁12行目まで）並びに別紙1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 各争点に対する判断

当裁判所は、原審と異なり、新風会に対し、不当利得金7万0484円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を、自由民主党岡山市議団・無所属の会に対し、不当利得金9万7905円及びこれに対する同様の利息の支払を、市民ネットに対し、不当利得金10万8000円及びこれに対する同様の利息の支払を、ネクスト岡山に対し、不当利得金1100円及びこれに対する同様の利息の支払を、それぞれ請求するよう控訴人に命じる限度で、被控訴人の請求を一部認容し、その余の請求をいずれも棄却するのが相当であると判断する。

その理由は、以下のとおり原判決を補正するほか、原判決「事実及び理由」中の第3の1から3まで（原判決10頁14行目から28頁6行目まで）及び別紙2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決12頁16行目の「しかし」から13頁4行目までを以下のとおり改める。

「また、証拠（乙A1及び6）によれば、2日目午後の視察は、午後2時頃から3時頃まで、1つ目のショッピングセンターにおいて、当該施設の責任者から、分別ごみ回収ボックスの設置後の回収状況、地元住民の様子についての説明を受け、質疑応答を行ったこと、午後3時頃から、2つ目のショッピングセンターにおいて、同様に、当該施設の責任者から説明を受け、質疑応答を行ったこと、宿泊先のホテルには、午後4時30分頃に到着したことが認められる。この間に私的な観光を目的とした時間があったことを認めるに足りる証拠もない。

これに対し、同日午後6時30分頃からダンスショーを鑑賞しながらバーベキューの夕食を取ったことについて、控訴人は、ダンスショーがグアム政府観光局も対外的にPRしている観光資源の一つであり、グアムの文

化に触れるという観点から、岡山市・グアム友好議員連盟訪問団としての海外行政調査という目的に照らして、合理的関連性があるなどと主張する。しかしながら、ダンスショーについては、上記視察後に作成された報告書（甲E2-4、乙A1）にも記載がなく、海外行政調査という目的と合理的関連性があるとはいえない。

そして、議員1人当たりでみると、2日目（同月4日）の夕食代は6200円であり、初日（同月3日）の夕食代が5100円であること（甲B36）からすれば、差額である議員1人当たり1100円の食事代は政務活動との間に合理的関連性が認められないというべきである。」

- (2) 同16頁8行目冒頭から14行目の「認められない。」までを以下のとおり改める。

「控訴人は、当該支出をした議員が、通常使用している車両にはハイオクガソリンを給油しており、現地視察や市民相談の際に、細い道や狭い場所に行くときには、軽自動車を使用するため、レギュラーガソリンを給油していると主張し、当該議員の作成した報告書（乙B10）にはその旨の記載がある。

しかしながら、これらの車両を誰が所有しているのかも明らかではなく、同日にレギュラーガソリンとハイオクガソリンの給油が行われていること等についても、何ら説明がないから、控訴人の上記主張を採用することはできないというべきであり、レギュラーガソリンの代金は、政務活動と合理的関連性が認められない。」

- (3) 同18頁23行目から25行目までを以下のとおり改める。

「上記2(1)アのとおり、議員1人当たり1100円の食事代は政務活動との間に合理的関連性が認められないというべきである。」

- (4) 同20頁4行目から5行目にかけての「昌徳宮及び仁寺洞の見学が、政務活動と関連を有することについての具体的な主張、立証はなく」を「控訴人は、

昌徳宮及び仁寺洞の見学について、街づくりを進める上で、これらの施設をどのように活かしているのかということ調査・研究する目的があった旨主張するものの」と改める。

(5) 同頁 17 行目から 20 行目までを以下のとおり改める。

「 なお、証拠（甲 B 19 の 3、乙 B 9）によれば、1 日目の仁川空港から富川市内への移動代及び富川市内での交通費は合計 4000 円であり、最終日の富川市内からソウルを経て仁川空港に至るまでの移動代及びソウル市内での交通費も合計 4000 円であることが認められる。これらの交通費は、最終日の視察の有無にかかわらず、必要とされるものであり、実質的にみて岡山市に同額の損失が発生したとは認め難い。

これらのことからすると、政務活動と合理的関連性を有しない費用は、上記整理番号に係る「政活費支出額（円）」欄記載の費用のうち、ソウル市内における施設入場料 1 人当たり 1000 円（合計 4000 円）にとどまるというべきであって、その限りにおいて政務活動費として支出することが許されないものである。」

(6) 同 24 頁 25 行目から 25 頁 2 行目までを以下のとおり改める。

「 証拠（甲 D 63 の 1、乙 D 4 の 1 から 3 まで）によれば、上記の出欠返信はがきは、料金受取人払郵便による後納料金として、同年 4 月 14 日に支出されたものであり、報告されたとおりの用途に使用されたものと認められる。したがって、上記整理番号の費用は、政務活動との合理的関連性が認められる。」

(7) 同 26 頁 24 行目の「4分の3に」から 25 行目までを以下のとおり改める。

「議員 1 人当たり 1100 円の食事代の限度で政務活動との間に合理的関連性が認められないというべきである。」

## 2 結論

当事者は、上記のほかにも様々な主張をするものの、いずれも上記認定判断を

左右するに足りない。

以上によれば、控訴人の本件控訴は一部理由があるから、前記のとおり原判決を一部変更することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所岡山支部第2部

裁判長裁判官 松 本 清 隆

裁判官 永 野 公 規

裁判官 西 田 昌 吾

これは正本である。

平成 30 年 11 月 29 日

広島高等裁判所岡山支部第2部

裁判所書記官 岡 泰 次

